

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
行政通則	1 行政文書の開示請求に係る決定	情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号)第12条	15			共通	15		
行政通則	2 歴史公文書の利用請求に係る決定	公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号)第19条	30			共通	30		
行政通則	3 個人情報の開示請求に係る決定	個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第4条	15			共通	15		
行政通則	4 個人情報の訂正請求に係る決定	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条	30			共通	30		
行政通則	5 個人情報の利用停止請求に係る決定	個人情報の保護に関する法律第102条	30			共通	30		
行政通則	6 死者情報の開示請求に係る決定	個人情報の保護等に関する条例第11条第1項	15			共通	15		
行政通則	7 死者情報の訂正請求に係る決定	個人情報の保護等に関する条例第11条第1項	30			共通	30		
恩給・共済組合	1 恩給を受ける権利の裁定	恩給法の一部を改正する法律(昭和26年法律第87号)附則第7項	90			総務事務センター	90		
恩給・共済組合	2 退隠料等を受ける権利の裁定	岩手県退隠料等条例(昭和23年岩手県条例第75号)第3条	90			総務事務センター	90		
地方自治	1 行政財産の目的外の使用許可(本庁各課又は広域振興局の分掌する財産に係るものに限る。)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項	30			共通(本庁各課、広域振興局)	30		
地方自治	2 行政財産の目的外の使用許可(広域振興局を除く地方公所の分掌する財産に係るものに限る。)	地方自治法第238条の4第7項	35	広域振興局を除く地方公所	5	共通(本庁各課)	30		
地方財政	1 徴収猶予の承認	地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の2第5項	3			広域振興局 県税部又は 経営企画部	3		
地方財政	2 換価猶予の承認	地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第5項	3			広域振興局 県税部又は 経営企画部	3		
地方財政	3 県民税、事業税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税又は産業廃棄物税に係る第三者の権利の目的となっている財産の差押換	地方税法第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の68第6項、第73条の36第6項、第74条の27第6項、第94条第6項、第144条の51第6項、第168条第6項、第200条第6項、第700条の66第6項、第733条の24第6項又は第739条の5第1項において準用する国税徴収法(昭和34年法律第147号)第50条第1項	7			広域振興局 県税部又は 経営企画部	7		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由日数		処理日数		協議日数	
地方財政	4 県民税、事業税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税又は産業廃棄物税に係る差し押えた動産の使用収益の許可	地方税法第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の68第6項、第73条の36第6項、第74条の27第6項、第94条第6項、第144条の51第6項、第168条第6項、第200条第6項、第700条の66第6項、第733条の24第6項又は第739条の5第1項において準用する国税徴収法第61条第1項	3			広域振興局 県税部又は 経営企画部	3		
地方財政	5 県民税、事業税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税又は産業廃棄物税に係る差押又は停泊させた船舶又は航空機の航行の許可	地方税法第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の68第6項、第73条の36第6項、第74条の27第6項、第94条第6項、第144条の51第6項、第168条第6項、第200条第6項、第700条の66第6項、第733条の24第6項又は第739条の5第1項において準用する国税徴収法第70条第5項	3			広域振興局 県税部又は 経営企画部	3		
地方財政	6 県民税、事業税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税又は産業廃棄物税に係る差し押えた自動車、建設機械又は小型船舶の運行、使用又は航行の許可	地方税法第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の68第6項、第73条の36第6項、第74条の27第6項、第94条第6項、第144条の51第6項、第168条第6項、第200条第6項、第700条の66第6項、第733条の24第6項又は第739条の5第1項において準用する国税徴収法第71条第6項	3			広域振興局 県税部又は 経営企画部	3		
地方財政	7 県民税、事業税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税又は産業廃棄物税に係る差押の解除	地方税法第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の68第6項、第73条の36第6項、第74条の27第6項、第94条第6項、第144条の51第6項、第168条第6項、第200条第6項、第700条の66第6項、第733条の24第6項又は第739条の5第1項において準用する国税徴収法第79条第2項	1			広域振興局 県税部又は 経営企画部	1		
地方財政	8 県民税、事業税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税又は産業廃棄物税に係る交付要求の解除	地方税法第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の68第6項、第73条の36第6項、第74条の27第6項、第94条第6項、第144条の51第6項、第168条第6項、第200条第6項、第700条の66第6項、第733条の24第6項又は第739条の5第1項において準用する国税徴収法第85条第1項	1			広域振興局 県税部又は 経営企画部	1		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
地方財政	9 県民税、事業税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、狩猟税又は産業廃棄物税に係る参加差押の解除	地方税法第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の68第6項、第73条の36第6項、第74条の27第6項、第94条第6項、第144条の51第6項、第168条第6項、第200条第6項、第700条の66第6項、第733条の24第6項又は第739条の5第1項において準用する国税徴収法第88条第1項	1			広域振興局 県税部又は 経営企画部	1		
地方財政	10 附帯設備に係る不動産取得税の還付の決定	地方税法第73条の2第8項	7			広域振興局 県税部又は 経営企画部	7		
地方財政	11 軽油引取税における仮特約業者の指定	地方税法第144条の8第1項	20			税務課	20		
地方財政	12 軽油引取税における特約業者の指定	地方税法第144条の9第1項	20			税務課	20		
地方財政	13 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額の決定	地方税法附則第11条の4第2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	14 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法附則第11条の4第3項において準用する第73条の25第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	15 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の還付の決定	地方税法附則第11条の4第3項において準用する第73条の27第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	16 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の減額の決定	地方税法附則第11条の4第4項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
				経由日数		処理日数		協議日数	
地方財政	17 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法附則第11条の4第5項において準用する第73条の25第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	18 宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の還付の決定	地方税法附則第11条の4第5項において準用する第73条の27第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	19 贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法附則第12条第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	20 贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合の不動産取得税の納税義務の免除の承認	地方税法附則第12条第3項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	21 災害等による期限の延長の承認	岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第16条第2項(岩手県産業廃棄物税条例(平成14年岩手県条例第72号)第9条において準用する場合を含む。)	2			広域振興局 県税部、経営 企画部又は 岩手県県 税センター	2		
地方財政	22 徴収猶予を受けた場合の差押財産の解除	岩手県県税条例第19条(岩手県産業廃棄物税条例第9条において準用する場合を含む。)	1			広域振興局 県税部又は 経営企画部	1		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	23 納税証明書の交付	岩手県県税条例第26条第1項(岩手県産業廃棄物税条例第9条において準用する場合を含む。)	1			広域振興局 県税部又は 経営企画部	1		
地方財政	24 個人事業税の減免	岩手県県税条例第52条第1項及び第2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	25 住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額の決定	地方税法第73条の24第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	26 住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額の決定	地方税法第73条の24第2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	27 耐震基準不適合既存住宅用土地の取得に対する不動産取得税の減額の決定	地方税法第73条の24第3項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	28 住宅用土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法第73条の25第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	29 住宅用土地の取得に対する不動産取得税の還付の決定	地方税法第73条の27第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	30 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の決定	地方税法第73条の27の2第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	31 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法第73条の27の2第2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	32 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の還付の決定	地方税法第73条の27の2第3項において準用する同法第73条の27第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	33 被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額の決定	地方税法第73条の27の3第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	34 被収用不動産等の代替 不動産の取得に対する不 動産取得税の徴収猶予の 承認	地方税法第73条の27の3第 2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	35 被収用不動産等の代替 不動産の取得に対する不 動産取得税の還付の決定	地方税法第73条の27の3第 3項において準用する同法 第73条の27第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	36 譲渡担保財産の取得に 対して課する不動産取得 税の納税義務の免除	地方税法第73条の27の4第 1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	37 譲渡担保財産の取得に 対して課する不動産取得 税の徴収猶予の承認	地方税法第73条の27の4第 2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	38 譲渡担保財産の取得に 対して課する不動産取得 税の還付の決定	地方税法第73条の27の4第 4項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	39 再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除	地方税法第73条の27の5第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	40 再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法第73条の27の5第2項において準用する同法第73条の27の4第2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	41 再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の還付の決定	地方税法第73条の27の5第2項において準用する同法第73条の27の4第4項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	42 農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除	地方税法第73条の27の6第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	43 農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法第73条の27の6第2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	44 農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の還付の決定	地方税法第73条の27の6第3項において準用する同法第73条の27第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	45 土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除	地方税法第73条の27の7第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	46 土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の承認	地方税法第73条の27の7第2項において準用する同法第73条の27の4第2項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	47 土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の還付の決定	地方税法第73条の27の7第2項において準用する同法第73条の27の4第4項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	48 不動産取得税の課税免除	岩手県県税条例第65条第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	49 不動産取得税の減免	岩手県県税条例第66条第1項	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	50 県たばこ税の課税免除	地方税法第74条の6第1項	1			岩手県県税 センター	1		
地方財政	51 県たばこ税の納期限の 延長の承認	地方税法第74条の11第1項	2			岩手県県税 センター	2		
地方財政	52 ゴルフ場利用税の特例 税率の適用を受けるゴル フ場の指定	岩手県県税条例第72条第1項	2			広域振興局 県税部又は 経営企画部	2		
地方財政	53 ゴルフ場利用税の特別 徴収義務者の登録又は登 録の変更	岩手県県税条例第77条第1項	2			広域振興局 県税部又は 経営企画部	2		
地方財政	54 軽油引取税の課税免除	地方税法第144条の5	2			広域振興局 県税部、経 営企画部又 は岩手県県 税センター	2		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経過機関		主管課等		協議機関	
				経過 日数	経過 日数	処理 日数	協議 日数		
地方財政	55 軽油引取税の課税免除	地方税法第144条の6	2			広域振興局 県税部、経 営企画部又 は岩手県県 税センター	2		
地方財政	56 軽油引取税の特別徴収 義務者としての登録	岩手県県税条例第85条第1 項	7			岩手県県税 センター	7		
地方財政	57 軽油引取税の特別徴収 義務者としての登録の変 更	岩手県県税条例第85条第3 項	7			岩手県県税 センター	7		
地方財政	58 軽油引取税の徴収猶予	岩手県県税条例第90条にお いて準用する第19条	1			広域振興局 県税部又は 経営企画部	1		
地方財政	59 軽油引取税の徴収不能 額等の還付又は納入義務 免除の承認	岩手県県税条例第91条	5			岩手県県税 センター	5		
地方財政	60 軽油を返還した場合に おける軽油引取税の還付	岩手県県税条例第92条第2 項	5			岩手県県税 センター	5		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	61 免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において免税用途に供した場合における免税の承認	岩手県県税条例第93条第1項	5			広域振興局 県税部、経 営企画部又 は岩手県県 税センター	5		
地方財政	62 免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において免税用途に供した場合における納入義務免除又は還付	岩手県県税条例第93条第3項	5			広域振興局 県税部、経 営企画部又 は岩手県県 税センター	5		
地方財政	63 軽油等の製造等の承認	地方税法第144条の32第1項	2			岩手県県税 センター	2		
地方財政	64 中古商品自動車に対する自動車税の減額の承認	岩手県県税条例第103条第1項	30			岩手県県税 センター	30		
地方財政	65 教育又は教習の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除の承認	岩手県県税条例第104条第1項	60			岩手県県税 センター	60		
地方財政	66 生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する自動車税の課税免除の承認	岩手県県税条例第105条第1項	60	税務課	58	岩手県県税 センター	60		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区 分	事務の名称	法 令	標準処 理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由 日数		処理 日数		協議 日数
地方財政	67 身体障害者等に対する自動車税の課税免除の承認	岩手県県税条例第106条第1項	30			岩手県県税センター	30		
地方財政	68 身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除の承認	岩手県県税条例第107条第1項	30			岩手県県税センター	30		
地方財政	69 社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除の承認	岩手県県税条例第108条第1項	30			岩手県県税センター	30		
地方財政	70 自動車税の軽減	岩手県県税条例第109条第1項	20			岩手県県税センター	20		
地方財政	71 自動車税に係る証明書の交付	岩手県県税条例第110条	1			広域振興局 県税部、経営企画部又は岩手県県税センター	1		
地方財政	72 鉾区税に係る証明書の交付	岩手県県税条例第118条	1			広域振興局 県税部又は経営企画部	1		
地方財政	73 東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除	岩手県県税条例附則第17条	40			広域振興局 県税部又は経営企画部	40		
地方財政	74 東日本大震災に係る復興整備事業における被災用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免	岩手県県税条例附則第18条	40			広域振興局 県税部又は経営企画部	40		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
地方財政	75 産業廃棄物税の徴収猶予	岩手県産業廃棄物税条例第16条	1			広域振興局 県税部又は 経営企画部	1		
地方財政	76 産業廃棄物税の特別徴収義務者の登録又は登録の変更	岩手県産業廃棄物税条例第19条第1項	2			広域振興局 県税部又は 経営企画部	2		
地方財政	77 過疎地域内における固定資産税の課税免除	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年岩手県条例第32号)第2条	90			税務課	90		
地方財政	78 過疎地域内における県税の課税免除(固定資産税を除く。)	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例第2条	90			広域振興局 県税部、経 営企画部又 は岩手県県 税センター	90		
地方財政	79 特定非営利活動法人に係る県民税の均等割の課税免除	特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例(平成14年岩手県条例第20号)第2条	40			岩手県県税 センター	40		
地方財政	80 特定非営利活動法人に係る不動産取得税の課税免除	特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第3条	40			広域振興局 県税部又は 経営企画部	40		
地方財政	81 特定非営利活動法人に係る自動車税の課税免除	特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第4条	30			岩手県県税 センター	30		
地方財政	82 特定区域における県税の課税免除及び不均一課税	特定区域における産業の活性化に関する条例(平成18年岩手県条例第18号)第5条から第7条まで	90			広域振興局 県税部、経 営企画部又 は岩手県県 税センター	90		
地方財政	83 地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除	地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例(平成19年岩手県条例第78号)第2条	90			税務課	90		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
地方財政	84 地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除(固定資産税を除く。)	地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例第2条	90			広域振興局 県税部、経営企画部又は岩手県県税センター	90		
地方財政	85 特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除	特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成24年岩手県条例第56号)第2条	90			税務課	90		
地方財政	86 特定復興産業集積区域における県税の課税免除(固定資産税を除く。)	特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第2条	90			広域振興局 県税部、経営企画部又は岩手県県税センター	90		
地方財政	87 地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税	地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例(平成28年岩手県条例第57号)第2条及び第3条	90			税務課	90		
地方財政	88 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税(固定資産税を除く。)	地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例第2条及び第3条	90			広域振興局 県税部、経営企画部又は岩手県県税センター	90		
公益法人	1 特例民法法人の定款の変更の認可	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「一般社団・財団法人法等整備法」という。)第88条及び第94条並びに公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例(平成20年岩手県条例第51号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の公益法人の設立及び監督に関する条例(平成11年岩手県条例第63号。以下「旧公益法人条例」という。)第7条	30			共通	30		
公益法人	2 特例民法法人の残余財産の処分の許可	一般社団・財団法人法等整備法第95条	30			共通	30		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等		協議機関	
					経由日数		処理日数		協議日数
公益法人	3 特例民法法人の残余財産の処分の承認	旧公益法人条例第12条	30			共通	30		
公益法人	4 一般社団法人又は一般財団法人の公益認定	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条	180			行政経営推進課	90	岩手県公益認定等審議会	90
公益法人	5 公益社団法人又は公益財団法人の公益目的事業の種類又は内容の変更等の認定	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項	90			行政経営推進課	60	岩手県公益認定等審議会	30
公益法人	6 公益社団法人又は公益財団法人の合併による地位の承継の認可	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第1項	90			行政経営推進課	60	岩手県公益認定等審議会	30
公益法人	7 公益目的支出計画の変更の認可	一般社団・財団法人法等整備法第125条第1項	90			行政経営推進課	60	岩手県公益認定等審議会	30
公益法人	8 清算時の残余財産の帰属の承認	一般社団・財団法人法等整備法第130条	30			行政経営推進課	30		
公益信託	1 公益信託の認可	公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第7条	180			行政経営推進課	90	岩手県公益認定等審議会	90
公益信託	2 公益信託の変更等の認可	公益信託に関する法律第12条第1項	90			行政経営推進課	60	岩手県公益認定等審議会	30
公益信託	3 公益信託の併合又は分割の認可	公益信託に関する法律第22条第1項	90			行政経営推進課	60	岩手県公益認定等審議会	30
公益信託	4 公益信託の移行認可	公益信託に関する法律附則第4条第1項	180			行政経営推進課	90	岩手県公益認定等審議会	90
宗教	1 宗教法人の規則の認証	宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条第1項	90			総務室	90		
宗教	2 宗教法人の規則の変更の認証	宗教法人法第26条第1項	90			総務室	90		
宗教	3 宗教法人の合併の認証	宗教法人法第33条	90			総務室	90		
宗教	4 宗教法人の任意解散の認証	宗教法人法第44条第1項	45			総務室	45		
税理士	1 臨時の税務書類の作成の許可	税理士法(昭和26年法律第237号)第50条第1項	2			税務課	2		

許認可等標準処理日数一覧表(総務部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	主管課等	協議機関
				経由日数	処理日数	協議日数

- 備考1 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前日までの日数をいう。
- 2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。
- 3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。
- 4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によるものである。